

入会金及び会費の納入

1 正 会 員

(1) 入会金

入会金は、次の通り（前年度通り）とし、入会申し込み時に納入するものとする。

第1種会員（精米本機50馬力以上） 20千円

第2種会員（精米本機25馬力以上50馬力未満） 20千円

(2) 会 費（年額）

会費は、次の通り（前年度通り）とする。

① 会員割会費

第1種会員

加工実績数量により次のように区分した会費とする。

50千トン以上 900千円

30千トン以上 50千トン未満 840千円

20千トン以上 30千トン未満 720千円

10千トン以上 20千トン未満 600千円

7千トン以上 10千トン未満 480千円

5千トン以上 7千トン未満 360千円

4千トン以上 5千トン未満 300千円

3千トン以上 4千トン未満 240千円

1.5千トン以上 3千トン未満 180千円

1.5千トン未満 120千円

第2種会員（精米本機25馬力以上50馬力未満） 120千円

② 全国団体（県連等を含む）会費 108千円

（注）加工実績数量の算出

① 原 則

加工実績数量（国内産・外国産米穀の加工（とう精・調整及び包装工程をいう）原料数量）は、原則として、2021年度から2023年度までの3ヵ年の1ヵ年平均数量とする。

② 加工実績報告が36カ月に満たない場合

2021年度から2023年度までの間において、加工実績の報告がない月がある場合は、その3カ年間に報告のあった加工総数量を加工実績報告月数で除し、1.2倍した数量とする。

③ 新規加入会員

新規加入会員については上記①及び②に準じた数量とする。

④ 不均衡の是正

2021年度から2023年度までの3カ年の報告加工実績数量が、他の会員と比較して著しく不均衡と認められる場合は、その数量について調整ができるものとする。

(3) 会費の納入方法

会費の納入方法は、原則年2回（6月、10月）に分割して請求書（年会費の2分の1の額）を発行し、これにより本会の指定する金融機関に納入するものとする。但し、会員の都合により年度当初に一括して納入することを妨げないものとする。

なお、既納の入会金及び会費は会員が当該年度内に退会する場合であっても、これを返還しないものとする。

2 賛助会員

(1) 入会金

入会金は、20千円（前年度通り）とし、入会申し込み時に納入するものとする。

(2) 会 費

会員割会費は、年額180千円（前年度通り）とする。

(3) 会費の納入方法

会費の納入方法は、原則年2回（6月、10月）に分割して請求書（年会費の2分の1の額）を発行し、これにより本会の指定する金融機関に納入するものとする。但し、賛助会員の都合により年度当初に一括して納入することを妨げないものとする。

また、既納の入会金及び会費は賛助会員が当該年度内に退会する場合であっても、これを返還しないものとする。